

守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務の実施にかかる公告

公募型プロポーザル方式による守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務を実施するので、守山市プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要領（平成20年守山市告示第40号）第9条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月7日

守山市長 宮本和宏

1 事業の目的

本市が運営する水道事業に対し、民間が有する優れた知識と能力および活力を導入することによって、より安全な水道水を安定的かつ効率的に供給し、もって需要者の生命と生活および財産を支え守る最前線の社会資本としての使命を果たすことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務
- (2) 業務場所 守山市石田町地先 ほか3箇所
- (3) 業務内容 別紙業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで（長期継続契約）

3 見積上限価格

金139,970,000円（消費税および地方消費税を含まない。）

4 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

当該業務は、市民の生命と生活および財産を支え守る最前線の社会資本としての使命を果たすべく安全な水道水を安定的かつ効率的に供給することを目的とする業務の特殊性から、業務に対する意欲、資質、経験および技術能力が必要な業務であり、価格だけの競争にはなじまないため。

5 参加資格条件

(1) 業種

平成29年度守山市役務委託等業者登録名簿に掲載されている上下水道施設等維持管理・運転管理の業種のうち、「浄水場部門」に登録されている者

(2) 実績

平成19年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、元請（単体）として公告日の前日までに誠実に完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者。

水道事業または水道用水供給事業にかかる合計施設能力35,000m³/日以上施設等維持管理・運転管理の業務実績

(3) 地域要件

滋賀県内に本店または契約委任のある支店・営業所を有すること。

(4) 従事者の資格基準

別紙業務仕様書第21条に規定する総括責任者、副総括責任者および技術員等を配置できること。

(5) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

ア 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者

イ 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は参加することができない。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者をいう。

(a) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(b) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(c) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

(d) 暴力団、暴力団員または(a)から(c)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

6 プロポーザル方式の審査方法および審査基準

審査は、提出書類およびプレゼンテーションを基に行う。

7 手続き等

(1) 担当窓口

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市上下水道事業所施設工務課

電話 077-582-1135

FAX 077-582-5780

E-mail jogesuido@city.moriyama.lg.jp

(2) 提案書式の交付期間等

ア 交付期間

平成29年7月7日（金）から平成29年8月7日（月）まで〔土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。〕午前9時から午後5時まで

イ 交付場所および交付方法

上記(1)の担当窓口にて交付する。なお、守山市ホームページからダウンロードすることもできる。

(3) 提案書の提出期限等

ア 提出期間

平成29年7月7日（金）から平成29年8月7日（月）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）午前9時から午後5時まで
ただし、平成29年8月7日（月）は正午までとする。

イ 提出場所および提出方法

上記(1)の担当窓口へ持参すること。

ウ 手続き上の留意点

(ア) 提出期限に遅れた者は、失格とする。

(イ) 提出書類に虚偽が認められた者は、失格とする。